

1 府内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する 現状と目標

(1)想定される地震の規模及び被害の状況

京都府では、平成 20（2008）年に府域への影響が懸念される活断層（22 断層）による地震及び東南海・南海地震の地震被害想定調査結果を公表しました。また、令和 5（2023）年度には、府内で最大の被害をもたらすと想定される花折断層帯地震の被害想定の見直しを実施し、令和 6（2024）年度には、府内市町村で最大の被害が想定される主要な活断層（10 断層）の地震被害想定の見直しを実施しました。さらに、令和 7（2025）年 3 月には内閣府より、新たな南海トラフ地震の被害想定が公表されました。これらの結果、京都府における地震による人的被害・建物被害は以下のように予測されています。

なお、最大予測震度 6 クラス以上の地震は府内のいずれの地域でも発生する可能性があり、局所的な被害をもたらすことに留意が必要です。

表 2 地震想定被害

断 層 名 ()内は公表年を記載		最大 予測震度	人的被害					建物被害		
			死者数 (人)	負傷者数		要救助 者 数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
				(人)	重傷者数 (人)					
花折断層帯	花折断層帯(R6)	7	4,660	60,830	9,870	27,400	239,820	110,710	147,050	23,500
	桃山-鹿ヶ谷断層(H20)	6強	2,300	23,600	2,300	12,100	194,500	52,800	38,200	2,100
黄檗断層(H20)		6強	800	13,200	1,000	6,200	94,100	17,300	25,400	1,100
奈良盆地東縁断層帯(R7)		7	520	6,260	930	3,200	40,120	19,820	42,510	1,890
西山断層帯	亀岡断層(H20)	7	400	6,900	500	3,000	102,000	13,500	42,900	1,300
	桤原-水尾断層(H20)	7	1,300	17,800	1,600	9,000	206,100	24,900	38,000	2,000
	殿田-神吉-越畑断層(R7)	7	1,000	18,410	2,110	6,100	67,420	32,310	100,720	5,030
	光明寺-金ヶ原断層(H20)	7	800	14,300	1,100	6,900	127,500	15,500	37,300	1,600
三峠断層(R7)		7	430	2,700	630	2,960	28,710	22,010	26,820	730
上林川断層(R7)		7	430	2,990	630	2,850	27,740	23,120	29,860	540
若狭湾内断層(H20)		5強	0	60	0	20	5,400	600	2,600	0
山田断層帯(R7)		7	540	3,000	840	3,590	34,200	36,930	31,770	1,120
郷村断層帯(R7)		7	1,010	4,870	1,510	6,100	57,320	62,860	41,200	2,010
上町断層帯(H20)		6弱	90	3,700	100	1,200	64,300	5,000	28,700	400
生駒断層帯(R7)		7	990	10,030	1,600	6,200	75,200	28,660	65,830	3,610
琵琶湖西岸断層帯(H20)		6強	1,100	36,500	4,100	18,900	228,500	39,300	63,600	4,000
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層帯(R7)	7	1,320	16,000	2,230	10,000	124,700	39,730	119,580	5,220
	宇治川断層(H20)	7	1,200	22,800	2,200	12,100	206,800	21,200	35,500	2,000
木津川断層帯(R7)		7	420	5,710	730	2,400	32,540	16,250	42,020	1,390
埴生断層(R7)		7	330	5,800	540	2,600	36,100	13,810	55,120	650
養父断層(H20)		7	700	7,200	800	3,900	105,100	29,000	58,800	4,900
和束谷断層(H20)		6強	400	5,500	500	2,600	77,400	12,300	32,500	2,300
東南海・南海地震(H20)		6弱	130	6,200	140	2000	111,600	10,400	51,900	400

京都府地震被害想定調査結果(2008、2024、2025)

断 層 名	最大 予測震度	人的被害					建物被害		
		死者数 (人)	負傷者数		要救助 者 数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
			重傷者数 (人)						
南海トラフ地震	6強	約1,600	約16,000		約3,600	約289,000	約15,000	約77,000	約49,000

内閣府公表(2025)

発生確率が高いとされる南海トラフ地震では、山城地域、京都市及び南丹地域を中心として、死者約 1,600 人、全壊約 15,000 棟の大きな被害が想定されています。

また、府内全域に存在する断層による直下型地震では、局所的ながら甚大な被害が想定されています。また、鳥取県西部地震や新潟県中越地震の例でみられるように、従来知られていなかった断層による地震が発生することがあります。

(2)耐震化の現状

ア 住宅の耐震化の現状

住宅については、令和 5（2023）年の住宅・土地統計調査をもとに、住宅の耐震化率の推計を行いました。京都府全体では約 90％であり、国の推計と同等の水準となっています。

住宅の種類別にみると、木造戸建住宅等（木造戸建住宅及び木造長屋建住宅）の耐震化率が約 83％と特に低くなっており、木造戸建住宅等以外の住宅の耐震化率は 96％となっています。耐震性が不足する住宅は約 12.3 万戸あり、そのうち木造戸建住宅等が約 9.8 万戸で約 8 割を占めており、木造戸建住宅等の耐震化を進めていくことが課題です。

なお、令和 7(2025)年の京都府の住宅の耐震化率を推計すると、約 91％となります。

表 3 住宅の耐震化率の推計

年	H15	H20	H25	H30	R5	R7
京都府	74%	78%	81%	87%	90%	91%
国	75%	79%	82%	87%	90%	—

府内の耐震化率の状況は様々であり、地方部では耐震化率が低い傾向があるほか、木造住宅密集地など個別の地域を見れば耐震化率に差があるのは明らかであり、地域の実情に応じた耐震化の促進の取組が課題となります。

また、耐震化率が低い市町村は高齢化率が高い傾向があり、特に高齢者のみの世帯の場合は、費用負担や住宅の継承といった問題から耐震化に至らない場合が少なくないと考えられるため、世帯特性に応じた取組が必要です。

イ 公共施設等の耐震化の現状

「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」（総務省消防庁）によると、令和6（2024）年4月時点での京都府内の防災拠点となる公共施設等の耐震化率は95.3%となっています。

表 4－1 防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況
（令和6（2024）年4月時点）

全棟数	S57年以降建築の棟数	S56年以前建築の棟数	耐震診断実施棟数				耐震診断未実施棟数	耐震済の棟数	耐震診断実施率	耐震率
			耐震診断実施棟数	改修の必要がない棟数	改修済棟数	未改修の棟数				
4,500	2,146	2,354	2,284	812	1,363	109	70	4,321	97.0%	96.0%

表 4－2 施設区分別の公共施設等の耐震化の状況
（令和4（2022）年10月時点）

施設区分別									
社会福祉施設	文教施設（校舎・体育館）	庁舎	県民会館・公民館等	体育館	診療施設	警察本部・警察署等	消防本部・消防署	その他	全体
93.7%	100%	94.5%	91.9%	93.2%	90.9%	76.6%	97.1%	80.9%	96.0%

注）防災拠点となる公共施設等：地方公共団体が所有又は管理する公共施設・公用施設（公共用及び公用の建物：非木造の2階建以上又は延床面積200㎡超の建築物）のうち、災害応急対策の実施拠点となる庁舎や消防署、避難場所・避難所となる学校施設や公民館、災害時の医療救護施設となる病院や診療所、災害時に配慮が必要となる者のための社会福祉施設など。

ウ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状

不特定かつ多数の者が利用する建築物及び地震の際の避難に配慮が必要な者が利用する建築物のうち大規模なもの（耐震改修促進法附則第3条の要緊急安全確認大規模建築物）については、平成25年の法改正で、耐震診断を行い、平成27（2015）年末までに結果を所管行政庁に報告、所管行政庁は報告の内容を公表することが義務化され、京都府では平成29（2017）年3月に耐震診断の結果を公表しました。

京都府全体では令和6（2024）年度末時点で、対象建築物185棟のうち耐震性が不足しているものが28棟（耐震性不足解消率85%）あります。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修への補助制度を設けているものの、補助上限を超える費用負担等から近年はほとんど利用がない状況です。耐震改修を実施するためには、資金面のほか事業上の様々な課題があり、個別の建築物の事情に応じた課題解決を支援する必要があると考えられます。

エ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の現状

緊急輸送道路沿道建築物（耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物）についても、平成25年の法改正で、耐震診断の実施と結果の報告・公表が義務化されました。京都府では、義務化

対象路線を平成 28（2016）年度に指定して令和 5（2023）年 3 月末を報告期限とし、令和 6（2024）年 3 月に耐震診断の結果を公表しました。

京都府全体では令和 6（2024）年度末時点で対象建築物 33 棟のうち耐震性が不足しているものが 29 棟（耐震性不足解消率 12%）あります。

緊急輸送道路沿道建築物についても、要緊急安全確認大規模建築物と同様に、補助上限を超える費用負担等から耐震改修への補助制度の利用がない状況です。耐震改修を実施するためには、個別の建築物の事情に応じた様々な課題解決を支援する必要があると考えられます。

(3)住宅(マンション含む)の耐震化の目標設定

ア 基本方針

京都府においては、地震時に府民の命を守ることを最優先として取り組むこととし、防災関係機関等と連携を図り安全対策を推進します。

特に、地震による建築物の倒壊は、人的な被害のみならず、避難者の発生、救助活動の妨げ等被害拡大の要因となることやがれきの処理の課題が生じることから、京都府では、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない建築物の耐震化に取り組みます。

イ 住宅の目標

地震による死者を減少させるためには住宅の耐震化が重要な方策であり、第四次京都府戦略的地震防災対策指針及び同プランでは、被害を最小化し、死者ゼロを目指すことを目標としています。

本計画においても、地震時に府民の命を守ることを最優先として、幅広い施策に取り組むこととし、令和 17（2035）年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標とします。

ウ 住宅の地域特性等への配慮と計画の進行管理

京都府内においては、地域によって住宅の規模・構造や耐震化の状況等が異なっているところがあり、地域毎のそれらの状況を踏まえて、各地域の特性に対応した耐震化の促進を図ります。密集市街地等の市町村が耐震化を特に促進すべきとして選定する区域（以下、「耐震化重点エリア」という。）においては、旧耐震基準の住宅の状況を個別に継続的に把握しながら、耐震化の着実な進展を図ります。

住宅の耐震化の目標は、計画期間 10 年間を見据えた長期のものであることから、適宜進捗状況の点検を行って計画の達成状況を確認し、計画の進行管理を行い、実態に即した施策展開を図ります。

(4)公共性の高い建築物の耐震化の目標設定

ア 公共施設の耐震化の目標

公共施設については、不特定多数の者が利用すると共に、災害時には救助や避難等の拠点として重要な役割を担っているため、第四次京都府戦略的地震防災対策指針及び同プランに基づき、耐震化を図ります。

特に、府や市町村の庁舎、病院、消防署、警察署等の防災拠点は、情報収集や災害対策指示、救助・消火活動等の応急対策の拠点として重要な役割を果たします。そのため、これらの施設については耐震化等を計画的・効率的に進めて完了を目指します。

学校施設は、児童・生徒等が一日の大半を過ごす学習、生活等の場であり、安全な環境を確保する必要があります。また、地域住民にとっても身近な公共施設であり、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことも求められていることから、私立学校、公立の幼稚園や高等学校、大学を含む学校施設管理者は、校舎等の構造体の耐震化の早期完了を目指します。

イ 公共性の高い民間施設の耐震化の目標

民間の病院施設や私立保育園、私立学校等、公共性の高い民間施設については、所管部局の助成制度等の積極的活用、税制優遇等の周知徹底等、所管行政庁の指導・助言を努めて行うことにより、耐震診断・耐震改修の一層の促進を図ります。

表 5 第四次京都府戦略的地震防災対策推進プランの計画期間内(令和 11 (2029) 年度まで)における目標

項目	目標
府の防災拠点施設(庁舎、避難所等)の耐震化	100%
市町村の防災拠点施設の耐震化	100%
警察本部、警察署の耐震化	100%
私立学校(幼・小・中・高)の耐震化	100%
公立幼稚園の耐震化	100%
公立学校のつり天井対策	100%
家具の固定化等室内安全対策	65%
避難所の耐震化	100%

※公立小・中・高の耐震化は完了済

※府内の全ての災害拠点病院(13 病院)の耐震化は完了済

(5)要緊急安全確認大規模建築物等の耐震化の目標設定

要緊急安全確認大規模建築物は、地震時に倒壊した場合に甚大な被害が生じるおそれがあることから、令和 17（2035）年度までにこれらの対象建築物のうち耐震性が不十分な 28 棟全てを耐震化すること（耐震性不足解消率 100%）を目標とします。

なお、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第 14 条第 1 号）については、その所有者に対して耐震診断の努力義務及び地震に対して安全性の向上を図る必要があると認められるときに耐震改修の努力義務が課せられていることから、所有者に対し、耐震化を働きかけていきます。

(6)緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標設定

ア 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の方針

地震直後における迅速な救助活動等の実施を目指して、府内の防災拠点施設への円滑な通行を確保するため、府及び市町村が連携し、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進します。

イ 緊急輸送道路沿道建築物の目標

地震に伴う建築物の倒壊による緊急輸送道路の通行障害の防止のため、倒壊した場合に緊急車両の通行が困難となる建築物 10 棟を優先し、令和 17（2035）年度までに 10 棟全てを耐震化すること（耐震性不足解消率 42%）を目標とします。

ウ 対象道路の指定

京都府地域防災計画において、災害発生時に緊急車両を迅速に通行させるため緊急輸送道路を定めており、このうち、災害時における広域的な緊急車両の通行を確保するため、優先して沿道建築物の耐震化に取り組む道路として、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号に基づき耐震診断義務化道路（約 290 km）を平成 29（2017）年 2 月に次のとおり指定しています。

○道路選定の方針

市町村区域を越える救助活動等の支援のために、地震直後において通行の確保が必要な施設間を結ぶ道路を緊急輸送道路から選定します。

- ①高速道路網を基幹道路として構成
- ②迅速な救助活動等を実施するために必要とされる施設とインターチェンジを結ぶ緊急輸送道路を選定

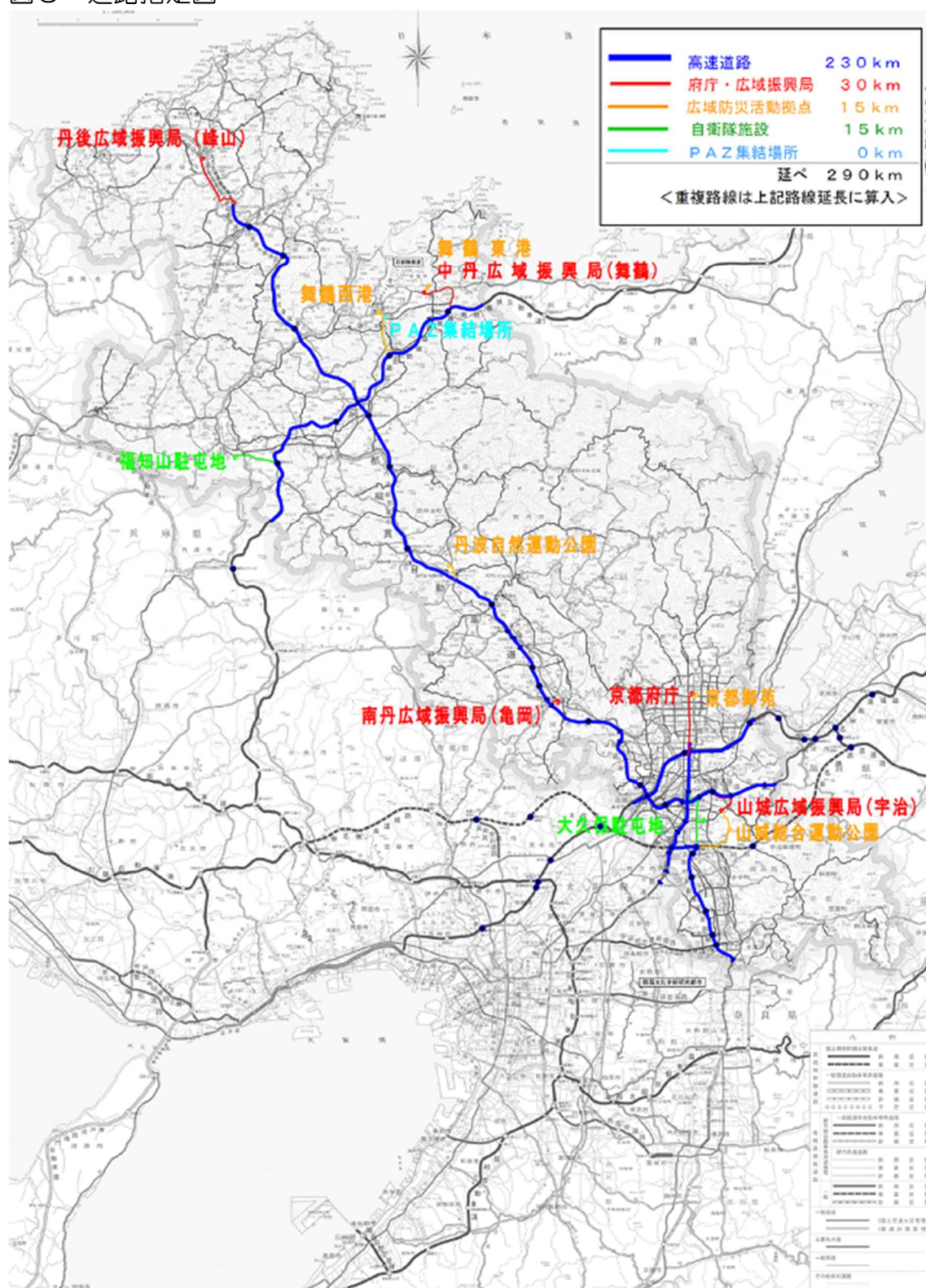
表 6 対象施設と対象道路

対象施設と対象道路の概要	地震直後における活動内容
府庁・広域振興局～最寄 IC	応急対策を指揮する災害対策本部の設置
広域防災活動拠点～最寄 IC	自衛隊等の応援隊の集結や救援物資の集配
自衛隊駐屯地～最寄 IC	救助活動を実施するため、被災地に派遣
PAZ 避難時集結場所～最寄 IC	原発事故発生時、対象住民の広域避難を実施

表7 耐震改修促進法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

市町村域	対象	道路種別	路線名	区間	延長(km)
高速道路		高速自動車国道	名神高速道路	滋賀県境 ～ 大阪府境	20.1
			舞鶴若狭自動車道	兵庫県境 ～ 福井県境	46.5
			新名神高速道路	城陽JCT ～ 八幡JCT	3.5
		その他有料道路	京都高速道路油小路線	上島羽IC ～ 第二京阪道路交点	5.4
			第二京阪道路	京都高速道路油小路線交点 ～ 大阪府境	10.7
			山陰近畿自動車道	京丹後大宮IC ～ 宮津天橋立IC	10.7
			京都縦貫自動車道	宮津天橋立IC ～ 久御山IC	99.6
			京滋バイパス	久御山IC ～ 滋賀県境	12.6
			京奈和自動車道	城陽IC ～ 木津IC	17.0
京都市	府庁・京都御苑 ～ 京都南IC	市町村道	京都市道 釜座通	京都府庁 ～ 府庁前	0.3
		市町村道	京都市道 鹿ヶ谷嵐山線	京都御苑間の町口(京都御苑入口) ～ 堀川丸太町	0.9
		主要地方道	府道 京都広河原美山線	堀川丸太町 ～ 堀川五条	2.4
		一般国道	国道1号	堀川五条 ～ 九条油小路	1.9
		市町村道	京都市道 油小路通	九条油小路 ～ 京都市道新城南宮通交点	3.1
		市町村道	京都市道 新城南宮通	京都市道油小路通交点 ～ 国道1号交点	0.6
		一般国道	国道1号	京都市道新城南宮通交点 ～ 京都南IC	0.1
宇治市	山城総合運動公園 ～ 山城広域振興局 ～ 宇治西IC	市町村道	宇治市道 宇治白川線	山城総合運動公園(宇治入口) ～ 府道宇治淀線交点	1.7
		市町村道	宇治市道 宇治橋若森線	府道宇治淀線交点 ～ 宇治橋西詰	0.9
		主要地方道	府道 京都宇治線	宇治橋西詰 ～ 宇治市道菟道9号線交点	1.4
		市町村道	宇治市道 菟道9号線	府道京都宇治線交点 ～ 宇治市道乙方三番割線交点	0.1
		市町村道	宇治市道 乙方三番割線	宇治市道菟道9号線交点 ～ 宇治市道菟道横島線交点	0.1
		市町村道	宇治市道 菟道横島線	宇治市道乙方三番割線交点 ～ 国道24号交点	2.4
		一般国道	国道24号	宇治市道菟道横島線交点 ～ 宇治西IC	0.2
宇治市 城陽市 久御山町	大久保駐屯地 ～ 城陽IC	主要地方道	府道 宇治淀線	大久保駐屯地南入口 ～ 国道24号交点	1.2
		一般国道	国道24号	府道宇治淀線交点 ～ 城陽IC	3.0
	大久保駐屯地 ～ 久御山IC	一般国道	国道24号	府道宇治淀線交点 ～ 国道1号交点	3.1
		一般国道	国道1号	国道24号交点 ～ 国道478号交点	2.0
		一般国道	国道478号	国道1号交点 ～ 久御山IC	0.1
城陽市	山城総合運動公園 ～ 城陽IC	一般府道	府道 山城総合運動公園城陽線	山城総合運動公園(城陽入口) ～ 国道24号交点	3.8
		一般国道	国道24号	山城総合運動公園城陽線交点 ～ 城陽IC	1.8
亀岡市	南丹広域振興局 ～ 亀岡IC	一般国道	国道9号	南丹広域振興局前交差点 ～ 国道372号交点	0.3
		一般国道	国道372号	国道9号交点 ～ 亀岡IC	1.0
京丹波町	丹波自然運動公園 ～ 丹波IC	一般国道	国道9号	丹波自然運動公園 ～ 丹波IC	2.4
福知山市	福知山駐屯地 ～ 福知山IC	一般国道	国道9号	福知山駐屯地 ～ 福知山IC	4.7
舞鶴市	京都舞鶴東港 ～ 中丹広域振興局 ～ 舞鶴東IC	その他(臨港道路)	臨港道路 前島中央臨港道路(北)	前島臨港道路中央取合4号交点 ～ 前島臨港道路(北)交点	0.4
		その他(臨港道路)	臨港道路 前島臨港道路	前島中央臨港道路(北)交点 ～ 前島中央臨港道路(南)交点	0.2
		その他(臨港道路)	臨港道路 前島中央臨港道路(南)	前島臨港道路交点 ～ 国道27号交点	0.3
		一般国道	国道27号	前島中央臨港道路(南)交点 ～ 府道小倉西舞鶴線交点(小倉)	3.8
		主要地方道	府道 小倉西舞鶴線	国道27号交点(小倉) ～ 舞鶴東IC	2.2
	京都舞鶴西港 ～ 舞鶴西総合会館 ～ 舞鶴西IC	一般国道	国道175号	舞鶴西港第三埠頭前交差点 ～ 国道27号交点	0.8
		一般国道	国道27号	国道175号交点 ～ 府道池辺京田線交点	4.3
		主要地方道	府道 池辺京田線	国道27号交点 ～ 舞鶴西IC	1.1
京丹後市	丹後広域振興局 ～ 京丹後大宮IC	一般国道	国道482号	丹後広域振興局 ～ 国道312号交点	2.0
		一般国道	国道312号	国道482号交点 ～ 府道大宮岩滝線交点	3.7
		一般府道	府道 大宮岩滝線	国道312号交点 ～ 京丹後大宮IC	2.3

図3 道路指定図

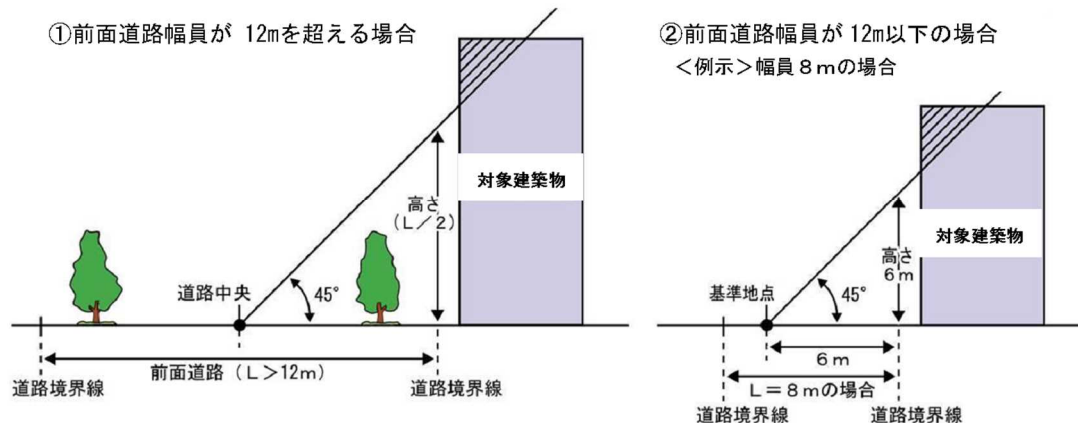


エ 対象建築物

耐震診断義務化道路の沿道にある昭和 56（1981）年 5 月 31 日以前に着工した建築物で、地震時に道路を閉塞するおそれがある建築物（図 4 参照）が対象となります。

図 4 対象建築物

次の斜線を超える部分を有する建築物が対象建築物に該当



オ 耐震診断結果の報告及び公表

対象建築物の耐震診断結果の報告期限は令和 5（2023）年 3 月 31 日までと設定し、耐震診断結果は、耐震改修促進法により建築物所在地を所轄する所管行政庁に提出され、令和 6（2024）年 3 月に公表されました。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための 施策に関する事項

(1)耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針

ア 府民の命を守るための幅広い施策の推進

地震から府民の命を守るため、住宅における地震被害の軽減に向けた総合的な取り組みを進めます。

イ 京都府内の地域的な特性を踏まえた耐震化の推進

京都府内においては地域によって住宅の規模・構造や市街地の形成過程が異なっており、各地域の耐震化率や高齢化率等の地域特性及び世帯特性に対応したきめ細やかな耐震化の促進を図ることとします。特に耐震化重点エリアにおいては、耐震化の進展状況を把握しながら耐震化の取組を強化します。

また、伝統的な町家等については、伝統構法に対応した耐震診断手法・耐震改修工法等により、京都らしい耐震化施策を進めます。

ウ 適切な役割分担

平成 25（2013）年の耐震改修促進法の改正により、現行の耐震関係規定に適合しない全ての建築物の所有者に対し、耐震診断の努力義務及び必要に応じた耐震改修の努力義務が課せられており、所有者が自発的・主体的に建築物の耐震対策に取り組むことが基本となります。

そこで京都府は、市町村等と連携し、建築物の所有者が積極的に耐震化に取り組むことができるよう、以下のことに取り組みます。

- ・所有者が安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備や負担を軽減する仕組みづくり、耐震化に関する啓発及び知識の普及等必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解消又は軽減します。
- ・京都府が所有する公共建築物の耐震診断・耐震改修を計画的かつ積極的に進め、率先して耐震性の確保を図ります。
- ・所管行政庁である京都市、宇治市とも連携し、耐震改修の計画認定等、耐震改修促進法に基づく認定や、既存耐震不適格建築物の所有者への指導・助言等を行い、建築物の耐震化の促進を図ります。
- ・市町村が、地域特性に応じた耐震化の支援策を講ずるとともに自治会等と連携した取組を行うなど、住民に最も近い基礎的自治体として耐震化の促進を図るよう、誘導します。

(2)耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援

京都府においては、災害に強いまちづくりの一環として、以下のように既存耐震不適格建築物に対する耐震化促進の施策を実施します。

今後、現行の施策を更に推進するとともに、必要に応じて制度の拡充や見直し、手続きの合理化、新技術への対応等を進め、耐震化を加速します。

ア 住宅の耐震診断・耐震改修の支援

(ア) 住宅の耐震診断の支援

平成 16（2004）年度から実施している「木造住宅耐震診断事業」は、昭和 56（1981）年 5 月以前に着工された木造住宅に対し、市町村が木造住宅耐震診断士を派遣して耐震診断を実施するもので、京都府はその経費の一部を補助しています。

また、共同住宅についても耐震診断の支援を実施します。

表 8 耐震診断事業の実績（単位：件）

	～R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
木造住宅 ※市町村独自 実施分含む	11,337	573	628	593	584	1,311	15,026
共同住宅	2,227	0	26	112	0	96	2,461

(イ) 住宅の耐震改修の支援

平成 19（2007）年度から実施している「木造住宅耐震改修等事業」は、昭和 56（1981）年 5 月以前に着工された木造住宅のうち、耐震性の低いものに対して市町村が実施する耐震改修事業について、京都府がその経費の一部を補助するものです。

また、対象地域の拡大や流通時に耐震化される住宅も対象とするなど、制度の拡充を図るとともに、平成 24（2012）年度に簡易耐震改修助成制度を、平成 28（2016）年度に耐震シェルター助成制度を創設しました。

さらに、地域全体の防災性を向上させるため、耐震化重点エリアにおける除却等も含めた耐震改修事業の拡充を図り、市町村と地域の取り組みを支援します。

表 9 耐震改修事業の実績（単位：件）

	～R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
耐震改修	2,104	165	143	98	68	294	2,872
簡易改修	6,041	651	591	66	48	390	7,787

※市町村独自実施分を含む

(ウ) 住宅の改修の支援（融資）

住宅の耐震改修の費用面での支援を図るため、京都府住宅改良資金融資制度（21 世紀住宅リフォーム資金）や住宅金融支援機構と提携している金融機関が提供する高齢世帯向けのリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に係る融資制度の普及を図ります。耐震改修補助制度とこれら

融資制度の一体的な普及啓発を実施し、住宅の耐震改修を促進します。

(工) 伝統的町家・古民家等の改修

住宅の中でも、伝統的町家に関しては、伝統構法に対応した耐震診断手法・耐震改修工法による耐震化が促進されるよう支援します。

また、地方部にあるような規模の大きな古民家等の耐震化の促進についても支援します。

(オ) 各種の住宅施策等との連携

住宅の耐震化は、空家の利活用（移住・定住促進、地域観光資源としての転用等）、木材利用、子育て支援、バリアフリー対策、省エネルギー対策等の様々な施策とも関係するため、それらの施策の実施に伴って住宅の改修を行う際には合わせて耐震化を行うよう啓発するなど、様々な施策の担当部局と幅広く連携し、耐震化を促進します。

イ 公共性の高い建築物の耐震診断・耐震改修の支援

公共性の高い建築物については、第四次京都府戦略的地震防災対策推進プランで目標が設定されており、その目標に向けて各施設管理者において、早急に耐震化を促進します。

ウ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断・耐震改修の支援

要緊急安全確認大規模建築物については、平成 25（2013）年の改正耐震改修促進法施行後から耐震診断への支援制度を創設し、平成 26（2014）年度から耐震設計、耐震改修にも支援を拡充するなど、適宜制度を見直しています。耐震性が不足する要緊急安全確認大規模建築物は地震発生時に甚大な被害が生じる可能性が高いことから、計画的に耐震化を促進します。また、市町村と連携して、所有者への働きかけを強化するほか、建築士等の専門家が様々な観点から助言できる体制の構築を図ります。

エ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震改修の支援

緊急輸送道路沿道建築物については、平成 29（2017）年度から耐震診断、耐震設計への支援を創設し、平成 30（2018）年から耐震改修等にも支援を拡充するなど、適宜制度を見直し、耐震性が不足する建築物については、計画的に耐震化を促進します。

特に緊急輸送道路沿道建築物のうち、倒壊した場合に緊急車両の通行が困難となる 10 棟の所有者に対し、市町村と連携して、働きかけを強化するほか、建築士等の専門家が様々な観点から助言できる体制の構築を図ります。

(3)安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

京都府では、耐震に関する知識を有する専門家を養成するとともに、最新の情報を京都府ホームページに掲載し、安心して耐震改修を実施していただくように取り組みを進めます。

ア 木造住宅耐震診断士養成・登録

平成 16（2004）年度から、耐震診断事業を実施する市町村の依頼を受けて木造住宅を調査し、耐震性の診断等を行う専門技術者を養成しています。

令和 6（2024）年度末時点で、京都府内の建築士事務所に勤務する建築士（1 級、2 級、木造）1,692 名が木造住宅耐震診断士として登録されており、その活用を図ります。

イ ホームページの充実

耐震改修を促進するため、京都府のホームページに設けている耐震に関するポータルサイトにおいて、耐震改修に係る最新の情報（耐震改修工法、税制、補助制度、京都府の補助金を受けた木造住宅耐震改修工事実績のある施工業者の情報提供等）を発信します。

また各種団体が情報提供を行っているホームページを活用し、必要な情報を適切に提供できるよう努めます。

ウ 費用負担の軽減策の普及

耐震改修における費用負担の軽減を目的に「低コスト工法」の普及促進を図ります。

また、所有者（補助申請者）の代理で施工者が補助金の受領を行う「代理受領制度」の導入の徹底に努めます。

(4)地震に備えた建築物の総合的な安全対策の推進

ア 減災に関する幅広い対策の推進

地震時に府民の命を守ることを最優先とし、耐震改修工事に係る費用、住宅の構造や形態、その他世帯特性等により耐震化を図ることが困難な住宅においても、耐震シェルターの設置をさらに促進するほか、耐震ベッドや感震ブレーカーの設置、家具の転倒防止等地震に対する安全性を向上する取り組みを支援する施策を広く実施し、減災化を促進します。

また、現行の耐震基準を満たすことにつながる建て替えのための除却について支援します。

イ エレベーター等の地震防災対策の推進

建築物の高層化が進む中、地震時にエレベーターが緊急停止し、復旧に時間を要する、利用者がエレベーター内部に長時間閉じ込められる、等の事態

が発生したため、エレベーターの安全に係る技術基準が見直されるなどの対策が講じられています。

エレベーターやエスカレーターが設置されている建築物の所有者に対し、建築基準法の定期検査報告等の機会を捉え、地震に対する危険性を周知するとともに改修等の対策を行うよう指導・啓発を行います。

なお、地震に起因する被害を防止するため、エレベーターの防災対策改修やエスカレーターの脱落防止措置に関する事業を実施する区域として京都府全域を指定します。

ウ 屋外広告物、ガラス、外壁材、天井等の落下防止対策

地震には、建築物の倒壊のみでなく、屋外広告物や窓ガラス、外壁材、配管等の脱落や落下、給湯設備の転倒等により、通行者等に被害を与える可能性があります。

これらについては、建築確認や屋外広告物の許可の時点、定期報告や講習会等の機会を捉え、適切な設計・施工や、維持管理についての啓発に努めるほか、業界団体や関係市町村及び消防等関係機関にも協力を求め、安全性の注意喚起を行います。

また、地震時の天井の崩落によっても被害を生じる可能性があることから、施設の所有者等に対して崩落防止対策を行うよう啓発等を行います。

特に、特定天井については大きな被害を生じる可能性があるため、管理者に対して改修等の対策を行うよう重点的に啓発を行います。

エ ブロック塀の安全対策

住宅地の敷地境界に設置されているブロック塀は、地震時に倒壊する危険性があり、人命に危害を加えたり、避難の妨げになったりするおそれがあります。平成 30（2018）年の大阪府北部地震では、小学生がブロック塀の崩落に巻き込まれ死亡しており、京都府では、ブロック塀の安全点検について相談窓口を設置したり、緊急対策として当該地震の直後から令和元年度の間において、危険なブロック塀を除却するための支援を行いました。引き続き、ブロック塀の危険性について周知等を行います。

オ 宅地の安全対策

東日本大震災では、大規模な盛土工事が行われた住宅地において造成地が崩壊し土砂の流出等の被害が発生したほか、一般の宅地においても、崖や擁壁等が崩壊して、人命や建築物等に被害が生じました。

このような大規模盛土造成地については調査を進め、対象地を把握するためのマップを作成・公表し、府民への情報提供に努めています。

また、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格の住宅及び建築物に対して、土砂災害に対して安全な構造となるよう、支援を行います。

カ 平成 12(2000)年までに着工した木造住宅の安全性の向上

木造住宅の耐震関係規定については、平成 12（2000）年 6 月以降に耐

力壁等の基準が追加され、厳格になっています。そのため、昭和 56（1981）年 6 月以降に着工された住宅でも、平成 12（2000）年の耐震基準を満たさない場合が報告されています。よって、このような住宅の所有者に対して、耐震診断の実施に努めるよう促すなど、啓発を行います。

(5)特定公共賃貸住宅等の空家の活用に関する事項

耐震改修の促進を図るため、府内全域において、耐震改修促進法第 19 条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修を実施する際に仮住居を必要とする府民に対しては、特定公共賃貸住宅及び公営住宅等の公共賃貸住宅の空家を仮住居として提供できることとします。

また、市町村が定める耐震改修促進計画においても、公共賃貸住宅が活用できるように記載することを誘導します。

(6)府内の地方住宅供給公社による耐震診断・耐震改修に関する事項

府内の地方住宅供給公社は、京都府・市町村と連携し、相談業務などを通じて耐震診断・耐震改修の啓発に取り組むとともに、所有する住宅等の耐震改修を推進します。

また、府内全域において、必要に応じて、委託により住宅等の耐震診断・耐震改修の事業を行うことができることとします。

3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する

啓発及び知識の普及に関する事項

京都府では、耐震診断・耐震改修を促すため、マスメディア等を活用した啓発活動を積極的に実施するとともに、出前講座、フェア、耐震用具の展示、町内会単位のポスティング、公共掲示板へのポスター掲示等の様々な取り組みを、各市町村や関係団体と協力して行います。

特に耐震化重点エリアや耐震化率の低い地域においては、市町村と連携し、住宅等の所有者に対する個別の周知等により、普及啓発の強化に努めます。

(1)地震ハザードマップ等の活用

ハザードマップは、予想される被害の区域や程度等を地図上に明示するとともに、避難場所や危険箇所等の避難情報を分かりやすく表示しており、身近に保管し、活用されるよう啓発します。

また、京都府では、22の活断層による地震及び南海トラフ地震等の被害想定調査を行い、それを基に、地震によるゆれやすさ、予測される震度、液状化危険度をインターネット上で詳しく確認できるよう地図情報システム（GIS）を整備しています。これらの情報により、府民に自分の家の被害想定を認識してもらい、耐震化を進めるきっかけとなるよう活用を促進します。

(2)相談体制の充実

各市町村の住宅耐震化担当窓口と、建築関連団体や住宅供給公社の住宅相談窓口等が連携し、地域住民の幅広い相談に対応できる体制と仕組みづくりを進めます。

定期的な無料相談会の開催や、イベント等の際に住宅相談コーナーを設置し、耐震診断・耐震改修等に関する普及啓発に努めます。

また、建築士等の専門家が様々な観点から助言できる体制の構築を図ります。

(3)パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催等

ア パンフレットの作成・配布等

住宅・建築物の減災に対する意識の向上や耐震診断・耐震改修の実施を促すため、府民及び建築技術者向け等のパンフレットやチラシ、ポスター、パネル等を作成、配布します。

パンフレットは一般府民向けや建築技術者向け等、対象者に応じて作成し、チラシやポスター等についても、啓発のねらいに応じて作成します。

作成したパンフレット等は、京都府各機関及び市町村、建築関連団体等に

配布し、国土交通省や各種団体が作成したパンフレットとともに、相談者への説明や府民への啓発に活用します。

また、京都府や市町村の広報誌、テレビやラジオ等のあらゆる媒体により啓発を行います。

イ セミナー・講習会の開催

建築物の耐震に対する府民の意識向上を図るため、「地震につよい安心安全のまちづくり出前講座」「耐震改修技術展」等の耐震に関するセミナーや講習会等を市町村等と協力して開催します。

次世代を担う小中学生に地震防災や耐震改修等に関する知識を伝えるため、小中学校の特別授業へ京都府職員等を派遣する「地震につよい安心安全なまちづくり出前講座（やってみよう！耐震診断）」を開催します。

また、木造住宅の耐震診断への府民の関心を高めるため、ショッピングセンター等で地震体験、無料耐震相談、ポスター・模型展示等を行う「木造住宅耐震診断推進フェア」を市町村・建築関連団体と協力して開催します。

これらのセミナーや講習会等のほかにも、京都府以外の団体が開催する耐震に関連したセミナー等に積極的に出講するなど、効率的、効果的な啓発を行います。

(4)リフォームに合わせた耐震改修の誘導

増改築やリフォームに合わせて耐震改修を行うことにより、工事費用や手間が軽減されることを広く周知し、リフォームに合わせた耐震改修を促進するよう努めます。

特に水回り等住宅設備のリフォームやバリアフリー化、断熱化等さまざまな改修の機会に合わせた耐震改修が広く認知され、実施されるよう、関連の事業者との連携を進めます。

(5)町内会等との連携

市町村と協力して、住宅の耐震化に向けた啓発を行うため「出前講座」による町内会等への説明会の開催を推進するとともに、昭和 56 年以前に建設された住宅地等で、まちぐるみの耐震化の推進に関する取り組みを促進します。

4 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等に関する事項

耐震改修促進法で規定される特定既存耐震不適格建築物等の建築物の区分に応じ、所管行政庁と連携し、指導・助言、指示、命令等を適切に実施します。

耐震改修促進法では耐震関係の基準に適合していない全ての建築物の所有者に対して、耐震化の努力義務を課しており、必要に応じ、所管行政庁と連携し、耐震改修促進法に基づく指導・助言を行います。

耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた建築物の所有者に対しては、所管行政庁と連携し、耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象であることを十分に周知し、その確実な実施を促すとともに、耐震性が不足する建築物については耐震改修の実施を誘導します。また、耐震診断を実施しない建築物や耐震性が不足する建築物の所有者に対しては、必要に応じ、所管行政庁と連携し、耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導・助言等を行います。

耐震改修促進法において規定される多数の者が利用する建築物や危険物の貯蔵等の用途に供する建築物の所有者に対しては、必要に応じ、所管行政庁と連携し、耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導・助言等を行います。

5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1)市町村が定める耐震改修促進計画に関する事項

ア 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

市町村は耐震改修促進法第6条第1項の規定により、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努力するものとされています。

現在、府内の一部の市町村では改正前の耐震改修促進法第5条第7項に基づき耐震改修促進計画が策定されていることから、京都府は、できるだけ速やかに、市町村耐震改修促進計画を改定するよう誘導します。

イ 京都府耐震改修促進計画等との整合

市町村耐震改修促進計画の改定に当たっては、国の基本方針や京都府の耐震改修促進計画との整合を図るよう誘導します。

市町村の耐震改修促進計画には、次の事項について定めるよう誘導します。

- ・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- ・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策
- ・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
- ・建築基準法による勧告等の実施又は所管行政庁である京都府知事との連携

(2)関係団体と連携した耐震化の推進

ア 京都府住宅耐震化促進連絡会議の活用

京都府は市町村、関係団体等との連携を図り、円滑かつ適切な耐震診断・耐震改修が行われることを目的として設置した「京都府住宅耐震化促進連絡会議」を活用し、関連業界に対して耐震改修助成制度等の周知を図るとともに、住宅の耐震化を促進するための方策について意見交換を行います。

イ 市町村と関係団体との連携

市町村が各種関係団体と連携して住宅所有者向けの相談会やセミナー、講演会を開催するなど耐震診断及び耐震改修等がより一層促進されるような体制づくりを進めます。

参考資料

●住宅・建築物の耐震基準

昭和 56（1981）年 6 月 1 日に建築基準法の耐震関係規定が大きく強化されており、これ以前の基準と区別するため、以降の基準は、一般的に「新耐震基準」と呼ばれています。新耐震基準は、昭和 56（1981）年 6 月 1 日以降に着工した建築物等に適用され、中程度の地震に対しては被害が起こらないことや、大地震に対しては倒壊のおそれが少ないことを目標とした基準となっています。ただし、構造体が全く無傷というわけではなく、何らかの損傷を被ることがあります。

●耐震化率

耐震化率は、全ての建築物のうち、耐震基準を満たすものの割合です。

京都府では、住宅の耐震化率を、全ての住宅戸数（空家を除く）のうち、「昭和 56（1981）年以降に建築されたもの、昭和 56（1981）年以前に建築されたもののうち耐震基準を満たしているもの、昭和 56（1981）年以前に建築されたもののうち改修されたもの」の割合として、住宅・土地統計調査等を基に推計しています。

●耐震性不足解消率

耐震診断結果が公表された建築物の棟数のうちに耐震診断により耐震性を有することが確認された建築物、耐震改修、建替え等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物及び除却された建築物の棟数が占める割合をいいます。

●木造住宅に関する耐震基準

建築基準法の耐震関係規定は昭和 56（1981）年 6 月 1 日に大きく改正されましたが、木造住宅の耐震関係規定は、平成 12（2000）年にも強化されています（耐力壁の配置バランスの規定及び接合部の継ぎ手の規定）。よって、昭和 56（1981）年 6 月 1 日から平成 12（2000）年 5 月 31 日までに着工された木造住宅は、平成 12（2000）年の耐震関係基準を満足しない場合もあります。

●特定既存耐震不適格建築物

以下のいずれかに該当するもの（要安全確認計画記載建築物を除く。）で、耐震診断及び耐震改修の努力義務があります。

- ・病院、店舗、旅館、学校、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの
- ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場
- ・地方公共団体が定める道路に接する通行障害建築物

●要緊急安全確認大規模建築物

以下のいずれかに該当するもので、耐震診断の義務付け及び結果の公表がなされます。

- ・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
- ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの

参考表 1 耐震改修促進法における規制対象（法第 14 条及び附則第 3 条）

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件		
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。		
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	-		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上		
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
病院、診療所					
劇場、観覧場、映画館、演芸場					
集会場、公会堂					
展示場					
卸売市場					
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ5,000㎡以上		
ホテル、旅館					
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿					
事務所					
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの					
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ5,000㎡以上			
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上		
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
遊技場					
公衆浴場					
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの					
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗					
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）					
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ5,000㎡以上		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設					
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物					
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）

●要安全確認計画記載建築物

以下のいずれかに該当するもので、耐震診断の義務付け及び結果の公表がなされます。

- ・都道府県又は市町村が耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- ・都道府県が耐震改修促進計画で指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

●特定天井

脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井として建築基準法で定められた天井。具体的には、6m超の高さにある、面積 200 m²超、質量 2 kg/m²超の吊り天井で人が日常利用する場所に設置されているもの。

●所管行政庁

所管行政庁とは、建築基準法に基づく建築主事を置く市町村の長、その他の市町村においては都道府県知事をいいます。京都府においては京都府知事、京都市長、宇治市長。

●大規模盛土造成地

谷間や斜面に盛土を行い、大規模に造成された宅地のうち、次の要件に該当するもの

- ①谷埋め型大規模盛土造成地
盛土の面積が 3,000 m²以上
- ②腹付け型大規模盛り土造成地
盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5m 以上

●通行障害既存耐震不適格建築物

次に該当するもので、耐震診断の義務付け及び結果の公表をするもの。

- ・耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号の規定により定められたもので、指定した道路の沿道に立地し、地震によって倒壊した場合、道路の通行を妨げるおそれがある建築物

●低コスト工法

既存の壁床や天井等の仕上げ材を取り外すことなく、耐震要素（補強材）を追加することで、工事の手間と費用を削減する耐震改修方法。

●代理受領制度

所有者（補助申請者）の代理で施工者等が補助金の受領を行うことで、所有者が負担する当初費用が工事費等から補助金を差し引いた額となるため、費用負担の軽減となる制度。

京都府建築物耐震改修促進計画
令和8年 月改定
京都府
建設交通部建築指導課

京都府流域下水道事業経営戦略の中間見直しについて（中間案）

令和 7 年 9 月
建設交通部

1. 概 要

「京都府流域下水道事業経営戦略」については、策定以来 5 年が経過することから、これまでの取組状況等を踏まえつつ、今後 5 年間の事業運営を効果的に推進するために、中間見直しを行う。

2. 京都府流域下水道事業経営戦略について

流域下水道事業が将来にわたって安定的・持続的に経営ができるよう、長期を見据えた事業実施の方向性・投資規模、財政面からの課題解決に向けた取組方針を示すために策定。

(1) 策定年月 令和 3 年 3 月策定

(2) 計画期間 令和 3 年度～令和 12 年度（令和 7 年度中に中間見直し）

3. 中間見直し中間案の概要

(1) 投資計画 **改 定**

現行計画では、令和 8 年度から令和 12 年度までの間、施設増設や改築更新のために必要な経費として毎年平均 79 億円を見込んでいたが、この間の事業進捗や社会情勢の変化を踏まえて改めて試算し、毎年平均 84 億円に改定。大規模事業の完成に伴って施設増設の投資額は減少する一方で、老朽化・地震対策等に重点的に取り組み改築更新費は増加する。

① 施設増設 いろは呑龍トンネルの整備〔事業費規模約 30 億円(R9 まで)〕

② 改築更新

ストックマネジメント計画に基づく改築更新のほか、能登半島地震や八潮市の下水道管の破損が起因とみられる道路陥没事故を踏まえた下水道施設の耐震化、老朽化対策を計画的・重点的に進める。

(2) 財政計画 **改 定**

現行計画では、令和 8 年度から令和 12 年度までの維持管理費として毎年 60 億円程度を見込んでいたが、投資計画の改定や賃金・物価上昇等の見通しを踏まえて改めて試算。令和 6 年度の約 63 億円（実績）から毎年増加し、令和 12 年度には約 72 億円の見込み。

(3) 持続的経営に向けた取組 **拡 充**

維持管理費等の費用の増加は市町の負担増につながるため、効率化に向けた取組を進める。

① 広域化・共同化の推進：汚泥処理の広域化・共同化〔新規〕

② 汚 泥 の 有 効 利 用：汚泥の肥料利用〔新規〕

③ 新技術の導入、D X・G Xの推進

④ 民間事業者等の活用

(4) 経営面の今後の取組方針 **継続して推進**

① 市町負担金等の算定方法の見直し

② 資金需要に応じた柔軟な資金管理

③ 資本費負担実質地方負担分の府・市町間割合の定期的な見直し

4. 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年度	9 月定例会	中間案報告（その後、パブリックコメントの実施）
	11 月	経営審議会で最終案を提示・議論
	12 月定例会	最終案報告
	1 月	経営審議会から最終案答申

経営戦略中間見直し（中間案）の概要 ～全体像～

基本理念「都市の発展と住民生活を支える持続的な京都の下水道」の実現

投資財政計画の見直し

投資計画

- 施設増設（木津川流域、吞龍等）
- 改築更新、耐震化・耐水化
- 毎年平均84億円程度の投資が必要

財政計画

- 投資計画を反映した財政計画策定
- 物価上昇の財政計画への反映

今後の取組方針

- 市町負担金等の算定方法見直し
- 資本費負担のあり方
- 運営資金の確保

持続的経営に向けた取組

広域化・共同化

- 府内市町も含めた効率的な事業運営（コスト縮減、執行体制の確保）
- 汚泥処理の広域化・共同化

汚泥の有効利用

- 消化ガス発電利用
- 汚泥固形燃料化
- 汚泥の肥料利用

その他の取組

- 雨天時浸入水対策
- 新技術導入、DXの推進
- 省エネルギー対策、GXの推進
- 執行体制・技術力確保（民間活用含む）

経営戦略中間見直し（中間案）の概要 ～投資関係～

下水道を取り巻く情勢

- ◆ 将来人口予測と大規模開発
- ◆ 建設費と維持管理費の推移
- ◆ 施設の老朽化の進行
 - 埼玉県八潮市において、下水道管渠の破損が原因と思しき道路陥没事故が発生（R7.1）
 - この事故を受けて設置された国検討委員会の提言を踏まえ、今後適切な対応が必要
- ◆ 激甚化する災害への対応
 - 能登半島地震（R6.1）において上下水道の急所施設が被災したことで、上下水道システムの復旧に長期を要した
 - これを踏まえ、府では京都府上下水道耐震化計画を策定し、この計画に基づき、急所施設の耐震化を計画的に推進
- ◆ 下水道資源の有効利用
- ◆ 執行体制の状況

持続的経営に向けた取組

- ◆ 広域化・共同化の推進
- ◆ 汚泥の有効利用
- ◆ その他の取組
 - 雨天時浸入水対策
 - 施設のダウンサイジング
 - 新技術の導入・DXの推進
 - 省エネ対策・GXの推進
 - 民間事業者等の活用
 - 執行体制・技術力の確保
 - 戦略的な広報活動の推進

情勢の変化を踏まえ取組内容を一部変更

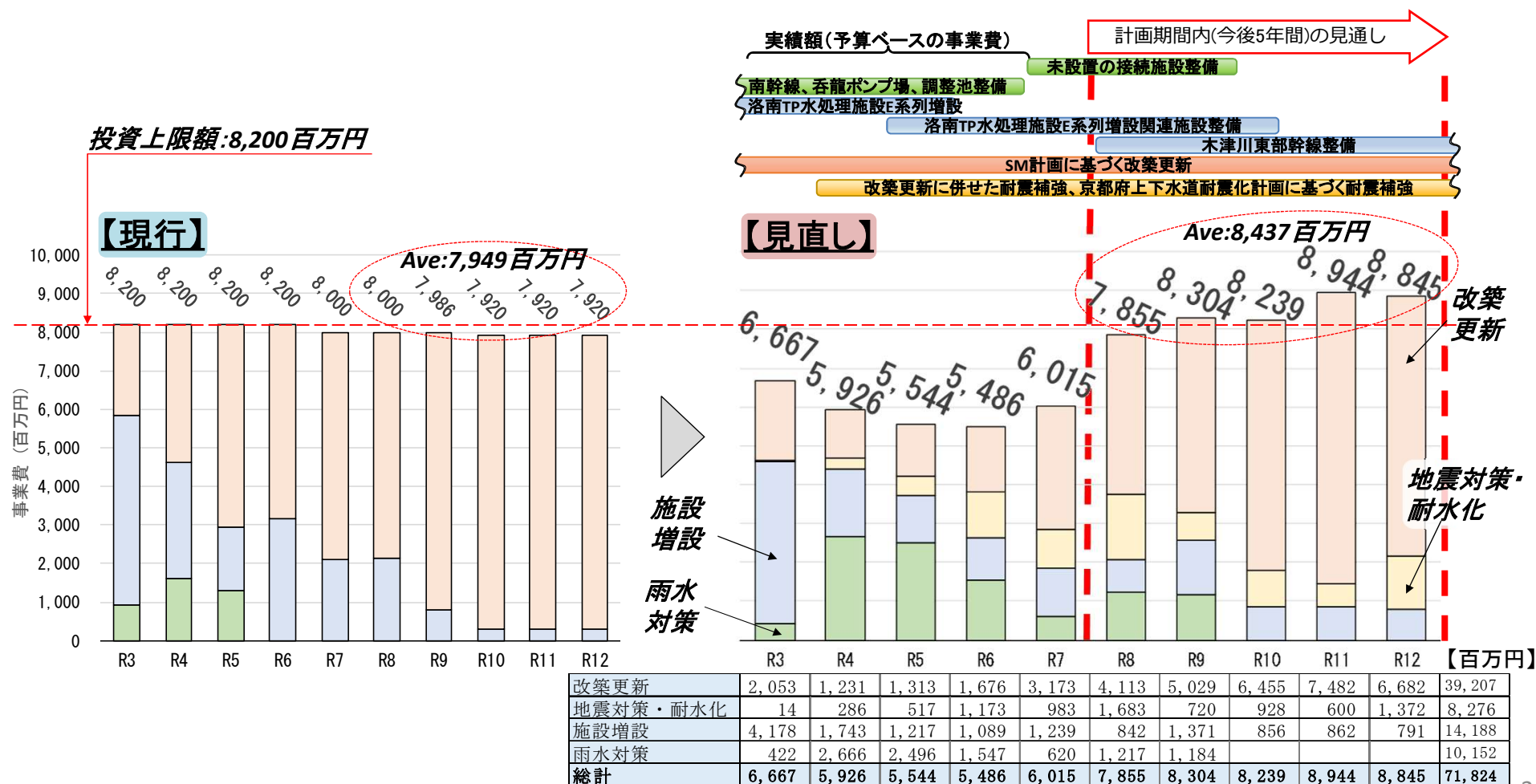
投資計画を構成する主要事業

- ◆ 施設増設
 - 宇治田原町の木津川流域下水道への編入に係る施設整備の追加
- ◆ 雨水対策
 - 呑龍トンネル事業再評価（投資総額・スケジュールの見直し）
- ◆ 耐震化・耐水化
 - 京都府上下水道耐震化計画に基づく耐震補強等の追加
- ◆ 改築更新（老朽化対策）
 - 管路施設の改築の充実
 - 施設のリスクを悪化させない範囲で改築工事の実施時期を調整

主要事業の内容変更により投資計画を見直し

投資計画の見直し

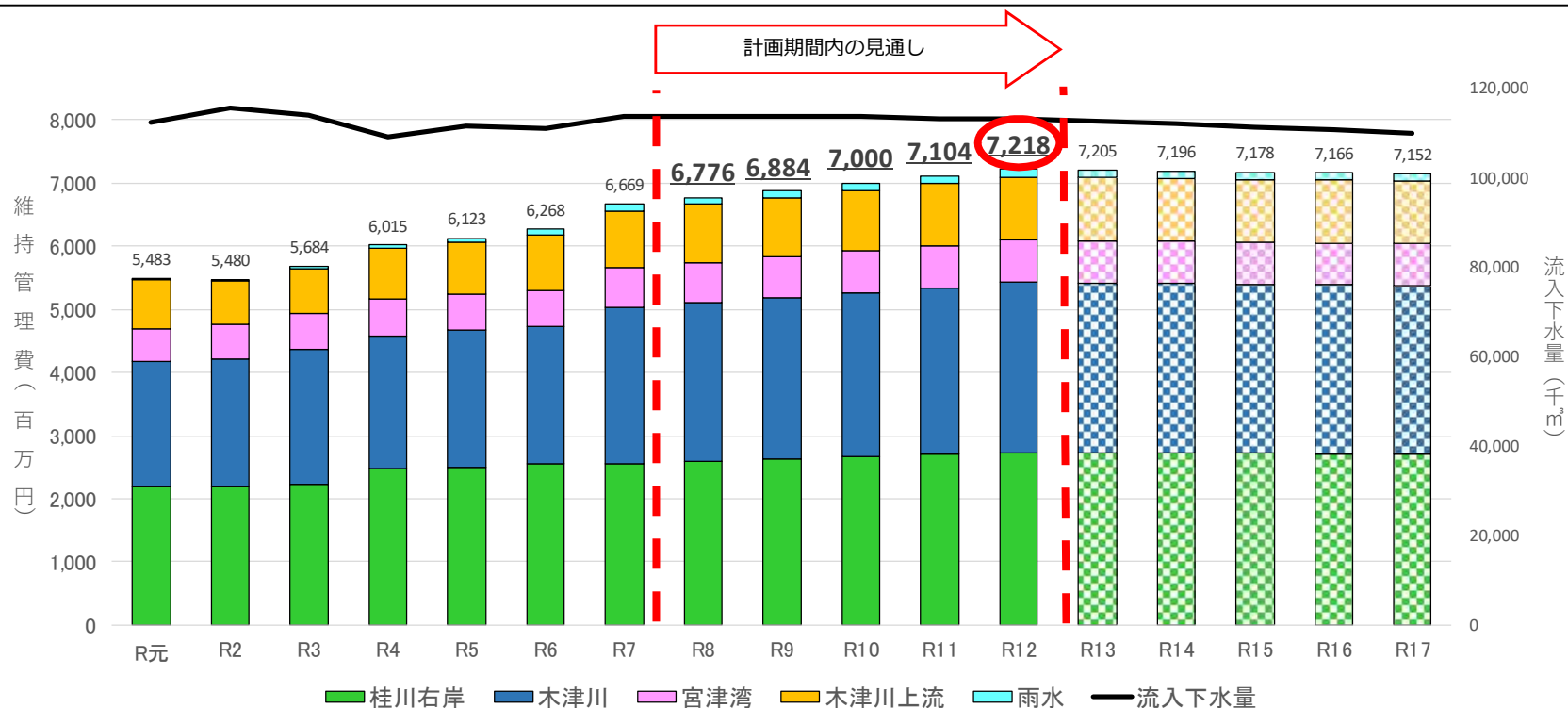
- 現行計画の投資計画では、令和8～12年度の年間平均投資額を約79億円と見込んでいましたが、事業進捗や社会情勢の変化を踏まえて年間平均約84億円に改定
- 大規模事業の完成に伴って施設増設の投資額は減少する一方で、老朽化・地震対策等に重点的に取り組むため改築更新費は増加します。



今後の維持管理費の見通し

維持管理費は、令和3年度以降諸物価の高騰や労務単価の上昇により増加。

今後も諸物価高騰や労務費単価上昇による運転管理委託料や動力費・薬品費等の増が見込まれることから令和12年度には約72億円の維持管理費が必要となる見込。



<流域内訳>

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
桂川右岸	2,221	2,470	2,489	2,563	2,559	2,593	2,628	2,665	2,698	2,734	2,729	2,726	2,719	2,714	2,709
木津川	2,148	2,107	2,181	2,162	2,467	2,511	2,556	2,605	2,649	2,697	2,692	2,689	2,681	2,676	2,670
宮津湾	568	596	571	570	629	638	647	657	664	671	668	665	662	660	657
木津川上流	709	795	829	874	906	923	941	959	977	996	996	996	996	996	996
雨水	38	47	53	99	108	111	112	114	116	120	120	120	120	120	120
合計	5,684	6,015	6,123	6,268	6,669	6,776	6,884	7,000	7,104	7,218	7,205	7,196	7,178	7,166	7,152

- ※ 最新の推計人口、最新の流入実績に基づく汚水量原単位を踏まえて、流入下水量の推計を第6回投資部会(R7.8.4開催)時点から見直しています。
- ※ R13以降5年間の見込についても示していますが、物価動向等が見込めないことから、令和12年度見込額を元に水量見込のみを反映して試算
- ※ 職員給与費除く

財政計画（収益的収支の見通し）

- ・投資計画と維持管理計画を踏まえた今後5年間の収益的収支の見通しは次のとおりです。なお、市町負担金等の算定方法の見直しについては、導入時期が見込めないことから、財政収支見通しには反映していません。
- ・維持管理負担金については、実績額に応じて精算しており、また資本費に係る他会計補助金（一般会計繰入金）については減価償却費・資産減耗費（長期前受金戻入を除く）の額で計上することから収益的収支は均衡する見込です。

（単位：百万円）

	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収益的収入	13,905	14,203	14,432	14,665	14,976	15,302
営業収益	7,102	7,181	7,281	7,397	7,508	7,614
維持管理負担金	7,060	7,138	7,237	7,353	7,463	7,568
その他収益	42	43	44	44	45	46
営業外収益	6,803	7,022	7,151	7,268	7,468	7,688
他会計補助金	1,400	1,510	1,590	1,671	1,777	1,898
長期前受金戻入	5,400	5,509	5,557	5,593	5,687	5,786
雑収益	3	3	4	4	4	4
収益的支出	13,905	14,203	14,432	14,665	14,976	15,302
営業費用	13,589	13,877	14,083	14,289	14,541	14,802
職員給与費	247	254	262	269	277	285
維持管理費	6,669	6,776	6,884	7,000	7,104	7,218
減価償却費	6,535	6,709	6,799	6,882	7,022	7,161
資産減耗費	138	138	138	138	138	138
営業外費用	316	326	349	376	435	500
支払利息等	282	291	313	340	398	463
その他支出	34	35	36	36	37	37
損 益	0	0	0	0	0	0

収支は均衡

財政関係の今後の取組方針

1. 市町負担金等の算定方法の見直し

将来的な導入を目指して引き続き検討

① 資本費に係る市町負担金の減価償却費ベースへの見直し

資本費に係る市町負担金は、官公庁会計方式の企業債償還金ベースで算定していますが、公営企業会計の費用配分の原則である減価償却費ベースによる算定への見直しを検討します。

② 建設費に係る市町負担金の見直し

建設費に係る市町負担金（建設負担金）については、国庫補助金を除く建設費の1/2を市町の起債により負担していますが、府が流域下水道の資産を所有していることを踏まえるとともに、より有利な地方交付税措置※を受けるために地方負担分の全額を府が起債し、後年度に資本費に係る市町負担金として負担する方式への見直しを検討します。

※ 府起債の方が市町起債よりも元利償還金に係る地方交付税措置率が高いため

2. 運営資金の確保

引き続き実施

資金需要に応じた柔軟な資金管理を継続します。今後、運営資金に不足が生じて事業運営に支障を来たす見込みとなった場合には、市町負担金の算定見直しも含めて検討します。なお、資金の目標は定めません。

3. 資本費負担のあり方

引き続き実施

府が発行した企業債の元利償還金（資本費）のうち地方交付税措置を除いた実質的な地方負担分について、府と市町で負担割合を定めていますが、「汚水私費の原則」に基づき、これまでから府と市町で協議の上、負担割合を見直してきたところです。今後も、これまでの経緯や流域毎の状況も十分に踏まえ、府と市町で丁寧な議論を行いながら段階的に見直します。

京都府流域下水道事業経営戦略
(中間案)

令和 3 年 3 月
(令和〇年〇月 見直し)

京 都 府

目 次

第1章 経営戦略策定の趣旨	1
1. 目的	1
2. 計画期間	1
3. 経営戦略の位置づけ	2
第2章 下水道事業の現状・課題	3
1. 流域下水道事業の現状	3
(1) 流域下水道の概要	3
(2) 桂川右岸流域下水道（污水）	5
(3) 桂川右岸流域下水道（雨水）～いろは呑龍トンネル～	7
(4) 木津川流域下水道	9
(5) 宮津湾流域下水道	11
(6) 木津川上流流域下水道	13
2. 下水道を取り巻く情勢	15
(1) 将来人口予測と大規模開発の状況	15
(2) 建設費と維持管理費の推移	17
(3) 施設の老朽化の進行	18
(4) 激甚化する災害への対応	20
(5) 下水道資源の有効利用	22
(6) 執行体制の状況	23
(7) 民間事業者等の活用	24
(8) 地方公営企業の改革	24
第3章 基本理念と経営方針	25
1. 基本理念と経営方針	25
第4章 主要事業	27
1. 施設増設	27
(1) 木津川流域下水道	27
(2) 木津川上流流域下水道	28
2. 改築更新	29
3. 耐震化・耐水化	30
(1) 耐震化	30
(2) 耐水化	31
4. 雨水対策	32

第5章 持続的経営に向けた取組	33
1. 広域化・共同化の推進	33
(1) 広域化・共同化計画	33
(2) 今後の具体的な取組	33
2. 汚泥処理の現状と今後の方向性	34
(1) 汚泥処理の現状	34
(2) 今後の具体的な取組	35
3. 雨天時浸入水対策	35
4. 施設のダウンサイジング	36
5. 新技術の導入・DXの推進	37
6. 省エネルギー対策・GXの推進	38
7. 民間事業者等の活用	38
8. 執行体制・技術力の確保	39
9. 戦略的な広報活動の推進	40
第6章 経営の現状・課題・今後の取組方針	42
1. 経営の現状	42
(1) 決算額の推移	42
(2) 流域下水道事業の費用負担の考え方	43
(3) 会計処理の見直しについて	43
2. 今後の取組方針	44
(1) 市町負担金等の算定方法の見直し	44
(2) 運営資金の確保	45
(3) 資本費負担のあり方	45
第7章 投資財政計画	47
1. 投資財政計画	47
2. 投資計画	47
(1) 投資計画の評価	47
(2) 投資計画の見直し	47
3. 維持管理計画	51
4. 今後の財政収支見通し	52
(1) 収益的収支の見通し	52
(2) 資本的収支の見通し	52
(3) 収入及び支出額の計上方法（算定条件）	53
(4) 維持管理負担金の見通し	53
5. 業績指標の目標・経営戦略の事後検証	54

第1章 経営戦略策定の趣旨

1. 目的

流域下水道事業における経営環境は、人口減少等に伴うサービス需要の減少や保有施設の老朽化に伴う更新需要の増大など厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められています。

そのような中で、平成27年1月に総務大臣より、地方公営企業法を適用するよう要請があり、京都府においても、平成31年4月から地方公営企業法を適用し、公営企業会計を導入しました。

流域下水道事業を将来にわたって、安定的・持続的に経営していくことができるよう、長期を見据え、10年間の事業実施の方向性と事業の投資規模とともに、財政面からの課題解決に向けた取組方針を示すため、令和3年3月に「京都府流域下水道事業経営戦略（以下「経営戦略」という。）」を策定したところです。

この度、経営戦略の策定から5年が経過したことから、これまでの事業の進行状況を踏まえ、事業実施の方向性、投資規模及び収支計画について見直しを行いました。

2. 計画期間

下水道事業に必要な施設を保有しつつ健全経営を行っていくためには、中長期的な視点に立ち戦略的な計画を策定することが求められることから、計画期間については令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

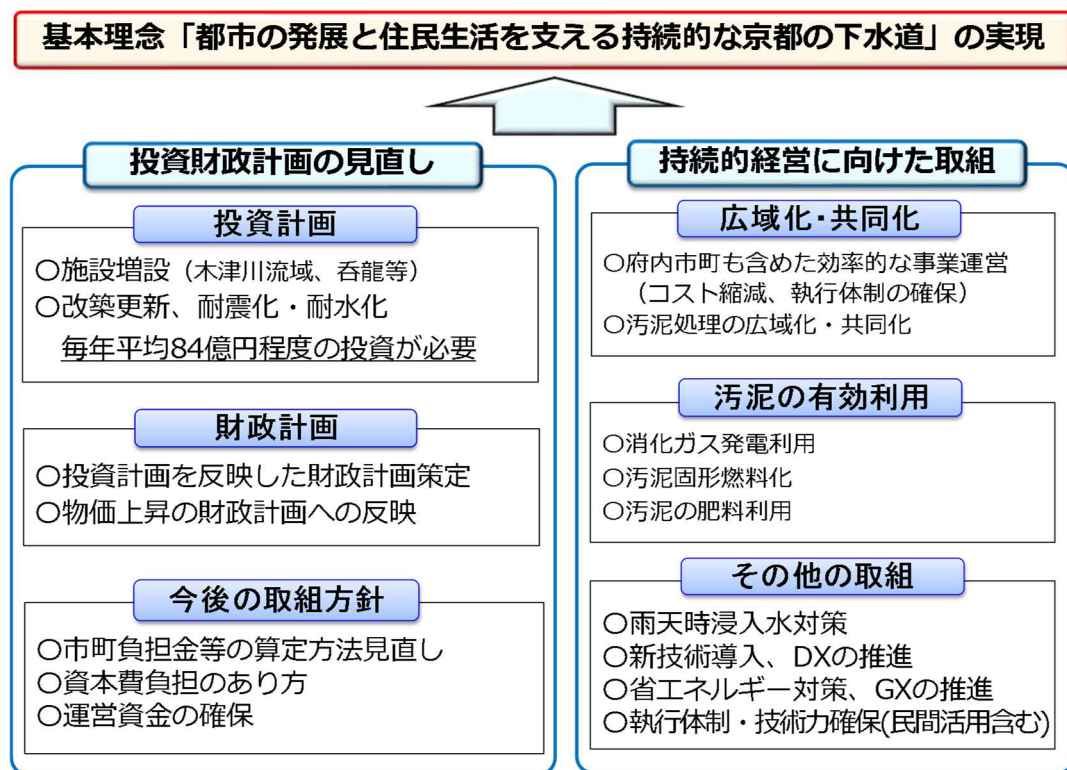


図 1.1 経営戦略の全体像

3. 経営戦略の位置づけ

本経営戦略は、下図に示すとおり、府政運営の指針となる「京都府総合計画」の下、関連する府の計画や下水道に関する他の総合計画・個別計画等と整合を図りながら取組を進めていきます。

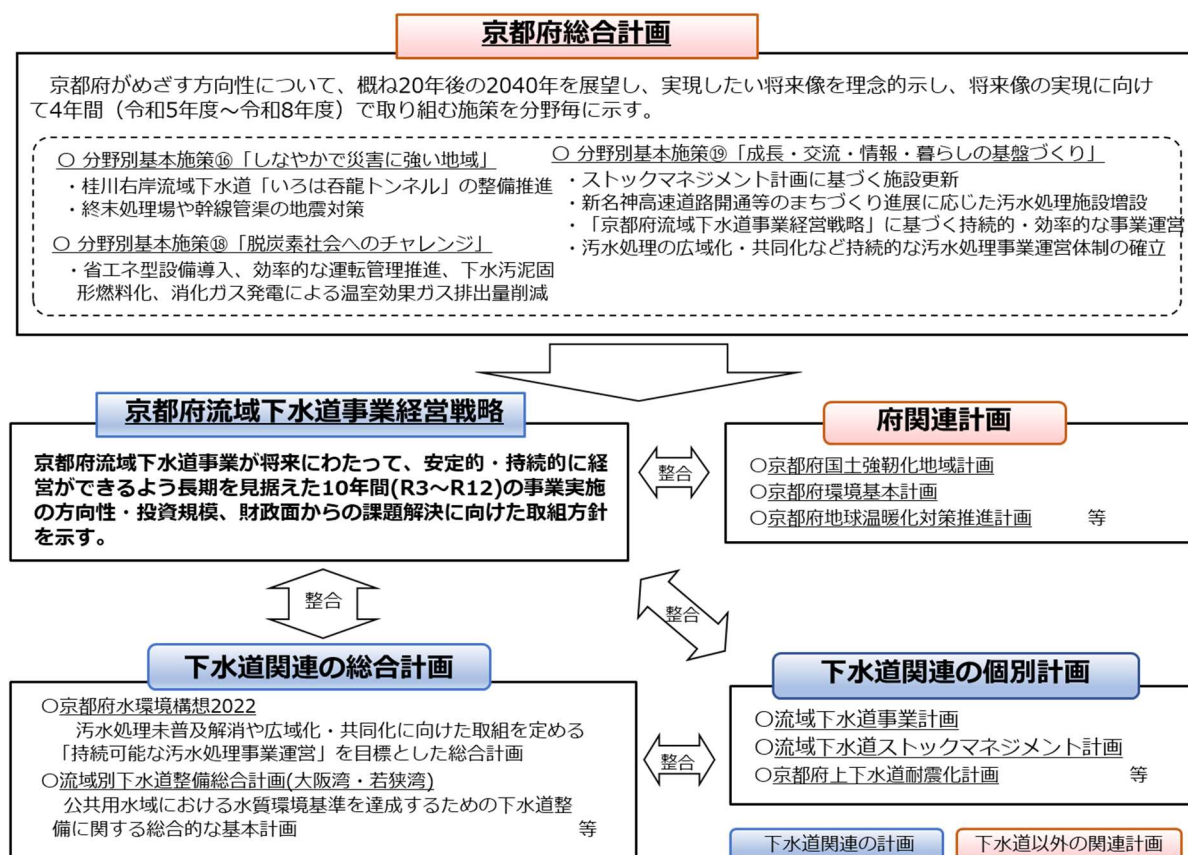


図 1.2 経営戦略と関連計画